

# 端数処理方法の変更について

(水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

令和5年10月1日から施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、端数処理の方法を次のとおり変更します。

自費診療、自費材料、病衣代、セレクトメニュー代などを利用した場合、後期高齢者医療の負担軽減措置や高額療養費制度を利用した場合などの請求額が1円単位に変更になります。

税制改正に伴う変更となりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

9月30日診療分まで  
**10円未満切捨**



10月1日診療分から  
**1円未満切捨**

※9月以前診療分の請求は、10円未満切捨となります。

